# ３．計画の位置づけ

## （１）計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第４条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第１０７条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第１０９条において地域福祉の推進を目的とする団体と規定されている社会福祉協議会が、地域や関係団体とともに地域福祉を実践するための具体的な内容を定めた計画です。

本計画は、この「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

**社会福祉法（抜粋）**

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第１０７条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

（１）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（２）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（３）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第１０９条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
（２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
（３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
（４）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## （２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。また、丸亀市総合計画を上位計画とし各種関連計画との連携や調整を横断的に図りながら、地域福祉の総合的な推進を図っていくものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、ＮＰＯなどによる福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

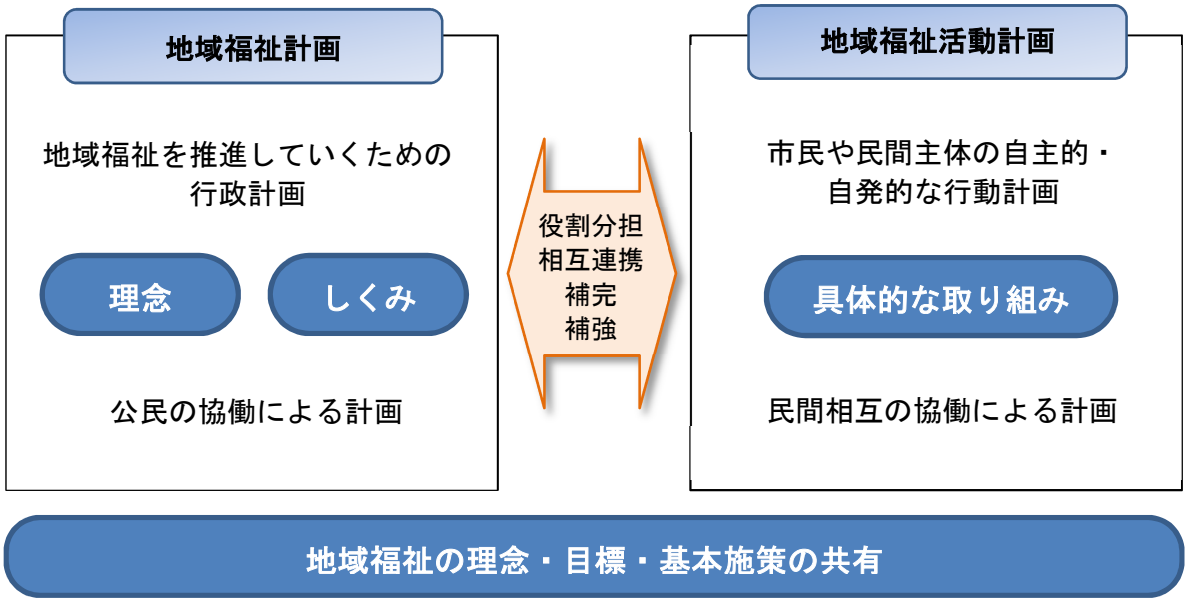

## ４．他計画との関係

丸亀市第２次地域福祉計画は、「丸亀市総合計画」を最上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなど、あらゆる分野において地域福祉に関する部分の連携をとり、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

個別の施策は既存計画を優先し、丸亀市第２次地域福祉計画では、個別計画の横断的な地域の取り組み、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明らかにします。

【他計画との関係】

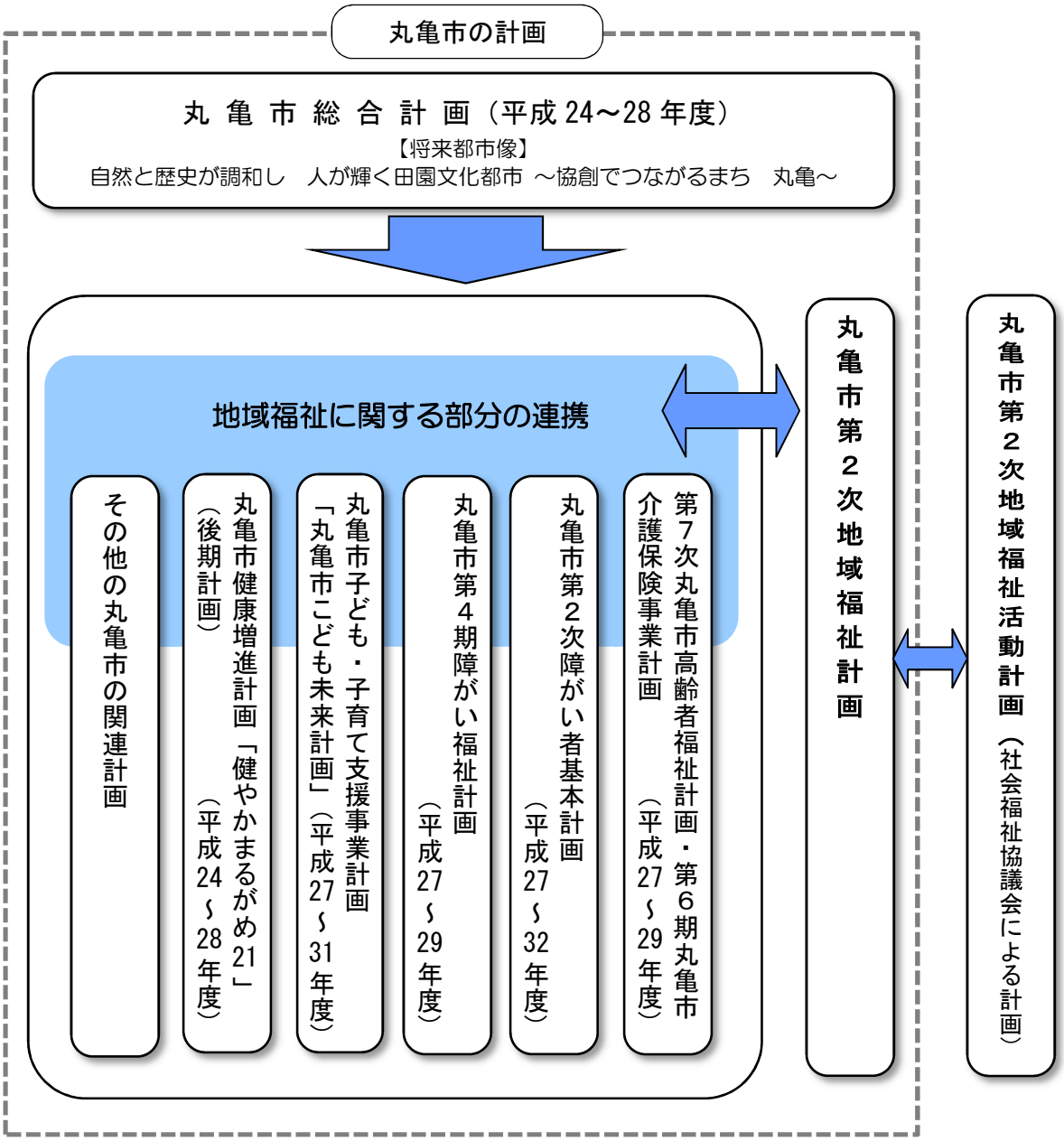

# 5．計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの５年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

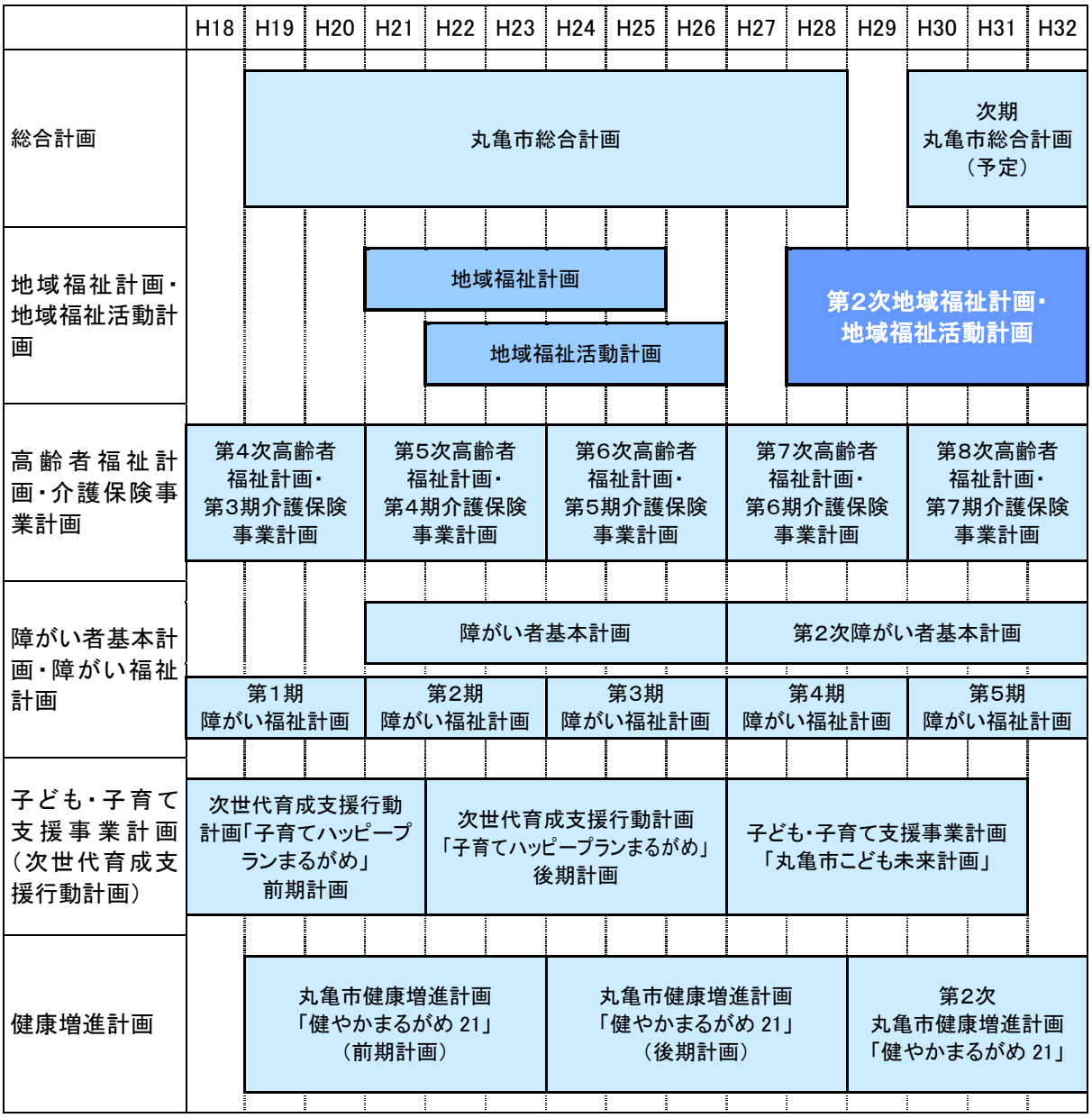

# ６．計画の策定方法

## （１）丸亀市福祉推進委員会における審議

学識経験者、公共的団体等の代表者、関係行政機関、公募委員などで組織する「丸亀市福祉推進委員会」を５回開催し、計画についての検討・審議を行い、その答申を計画の策定に反映させました。

## （２）市民アンケート調査

地域住民の福祉観や地域活動への参加状況、地域社会の現状、福祉ニーズ等を把握するために、丸亀市に在住する 18 歳以上の方を対象に、「丸亀市の地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

■標本数　　3,000 件
■調査方法　　郵送による配布・回収
■調査期間　　平成 27 年３月 17 日～３月 31 日
■回収数　　1,226 件（有効回収数　1,211 件）
■回収率　　40.9%　（有効回収率 40.4%）

## （３）ふくし井戸端会議（住民座談会）

### ①ふくし井戸端会議の目的

地域福祉の主体である地域住民が、「自分達の地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内の様々な福祉活動者や当事者、施設などが連携するきっかけとなる顔合わせの場になることを期待して、各地区コミュニティにおける「住民座談会」を開催しました。

### ②実施概要

■実施回数：各地区２回
第１回目のテーマ「あなたの地域における生活課題について」
第２回目のテーマ「地域の課題に対して、住民は何ができるか」

■参 加 者：地域住民、コミュニティ役員、自治会役員、民生委員・児童委員
福祉ママ、福祉協力員、施設職員、ボランティア活動実践者など

■開催状況

| 地区 | 回 | 日時 | 会場 | 参加者 |
|---|---|---|---|---|
| 城北 | １回 | 平成27年２月４日（水） | 城北コミュニティセンター | 26 人 |
| | ２回 | 平成27年7月22日（水） | | 22 人 |
| 城西 | １回 | 平成27年２月27日（金） | 城西コミュニティセンター | 20 人 |
| | ２回 | 平成27年７月16日（木） | | 30 人 |
| 城乾 | １回 | 平成27年２月10日（火） | 城乾コミュニティセンター | 28 人 |
| | ２回 | 平成27年７月７日（火） | | 25 人 |
| 城坤 | １回 | 平成27年２月３日（火） | 城坤コミュニティセンター | 35 人 |
| | ２回 | 平成27年６月17日（水） | | 25 人 |
| 城南 | １回 | 平成27年２月20日（金） | 城南コミュニティセンター | 19 人 |
| | ２回 | 平成27年7月29日（水） | | 16 人 |
| 土器 | １回 | 平成27年３月１日（日） | 土器コミュニティセンター仮事務所 | 19 人 |
| | ２回 | 平成27年6月24日（水） | | 13 人 |
| 飯野 | １回 | 平成27年２月13日（金） | 飯野コミュニティセンター | 30 人 |
| | ２回 | 平成27年7月24日（金） | | 35 人 |
| 川西 | １回 | 平成27年２月27日（金） | 川西コミュニティセンター | 28 人 |
| | ２回 | 平成27年7月11日（土） | | 18 人 |
| 郡家 | １回 | 平成27年３月４日（水） | 郡家コミュニティセンター | 27 人 |
| | ２回 | 平成27年７月22日（水） | | 34 人 |
| 垂水 | １回 | 平成27年２月28日（土） | 垂水コミュニティセンター | 17 人 |
| | ２回 | 平成27年７月11日（土） | | 23 人 |
| 本島 | １回 | 平成27年５月18日（月） | 本島コミュニティセンター | 15 人 |
| | ２回 | 平成27年７月28日（火） | | 8 人 |
| 広島 | １回 | 平成27年３月９日（月） | 広島コミュニティセンター | 24 人 |
| | ２回 | 平成27年7月14日（火） | | 14 人 |
| 栗熊 | １回 | 平成27年２月25日（水） | 栗熊コミュニティセンター | 15 人 |
| | ２回 | 平成27年7月30日（木） | | 17 人 |
| 岡田 | １回 | 平成27年２月14日（土） | 岡田コミュニティセンター | 28 人 |
| | ２回 | 平成27年７月24日（金） | | 30 人 |
| 富熊 | １回 | 平成27年２月10日（火） | 富熊コミュニティセンター | 16 人 |
| | ２回 | 平成27年7月7日（火） | | 17 人 |
| 飯山南 | １回 | 平成27年２月20日（金） | 飯山南コミュニティセンター | 65 人 |
| | ２回 | 平成27年７月29日（水） | | 25 人 |
| 飯山北 | １回 | 平成27年３月１日（日） | 飯山北コミュニティセンター | 18 人 |
| | ２回 | 平成27年７月12日（日） | | 13 人 |

## （４）関係団体ヒアリング調査

計画策定に先立ち、地域で福祉活動に携わる団体等へヒアリング調査を実施し、地域福祉にかかわる現状と課題や問題点、それに対する意見等の把握に努め、計画に反映させました。

| 対象区分 | 対象団体 | 実施日 |
|---|---|---|
| 当事者 | ひきこもり自助グループ Lamp | 平成２７年２月２１日（土） |
| 当事者 | 丸亀市身体障害者福祉連合協会 | 平成２７年４月２８日（火） |
| 当事者・従事者 | しおや保育所 | 平成２７年６月２３日（火） |
| 従事者 | 丸亀市福祉ママ会議連合会 | 平成２７年２月５日（木） |
| 従事者 | 丸亀市民生委員児童委員協議会連合会<br>主任児童委員部会 | 平成２７年３月１１日（水） |
| 従事者 | 特別養護老人ホーム紅山荘 | 平成２７年８月２６日（水） |
| 従事者 | 救護施設萬象園 | 平成２７年９月１０日（木） |

## （５）パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間　　平成２８年１月５日（火）～２月３日（水）

■意見提出　　９名（意見件数３８件）

# 第２章　丸亀市をとりまく状況

## １．既存データからみる現状等

### （１）人口・世帯の動向

#### ①人口の推移

丸亀市の総人口は、平成 21 年以降ほぼ横ばいで推移してきましたが、今後は減少傾向が続くと予測されています。

年齢３区分別にみると、年少人口（０～14 歳人口）は一貫して減少しているのに対して、高齢者人口（65 歳以上人口）は増加傾向が続いており、今後は、さらに少子高齢化が進行すると見込まれています。

【人口の推移】

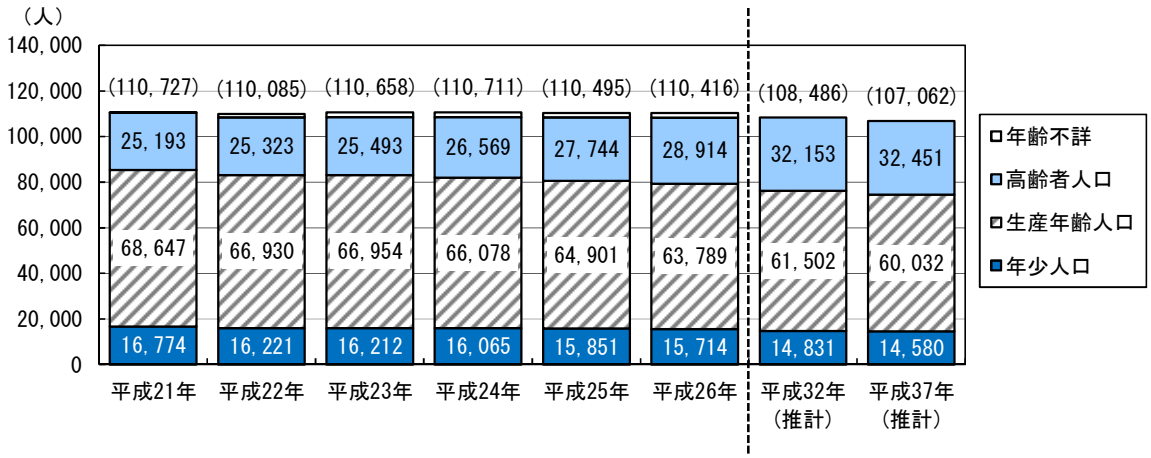


資料：平成 21 年～26 年は、香川県人口移動調査報告（各年 10 月 1 日）
　　平成 32 年、37 年は「丸亀市人口ビジョン」における丸亀市独自推計

#### ②年齢３区分別人口構成比の推移

年齢３区分別人口構成比の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口（15～64 歳人口）比率は減少傾向にあり、高齢者人口比率は増加傾向となっています。今後もこの傾向が続き、平成 32 年には年少人口比率は 13.7%、生産年齢人口比率は 56.7%、高齢者人口比率は 29.6%になると見込まれています。

【年齢３区分別人口構成比の推移】

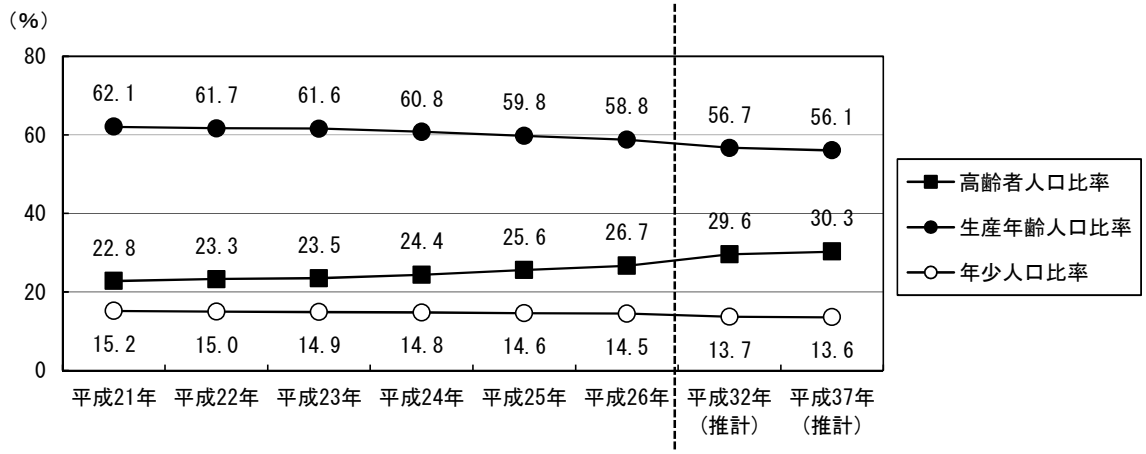


資料：平成 21 年～26 年は、香川県人口移動調査報告（各年 10 月 1 日）
　　平成 32 年、37 年は「丸亀市人口ビジョン」における丸亀市独自推計
注記：平成 21 年～26 年は「年齢不詳」を除いて算出した比率

## ③人口ピラミッド

丸亀市の人口ピラミッドをみると、60 歳代と 35～44 歳の年齢層のボリュームが大きい構造をしており、また、男性に比べて女性の方が 65 歳以上の人口が多くなっています。

人口ピラミッドからみても、５年後に 65 歳以上人口の大幅な増加が見込まれます。

【人口ピラミッド】

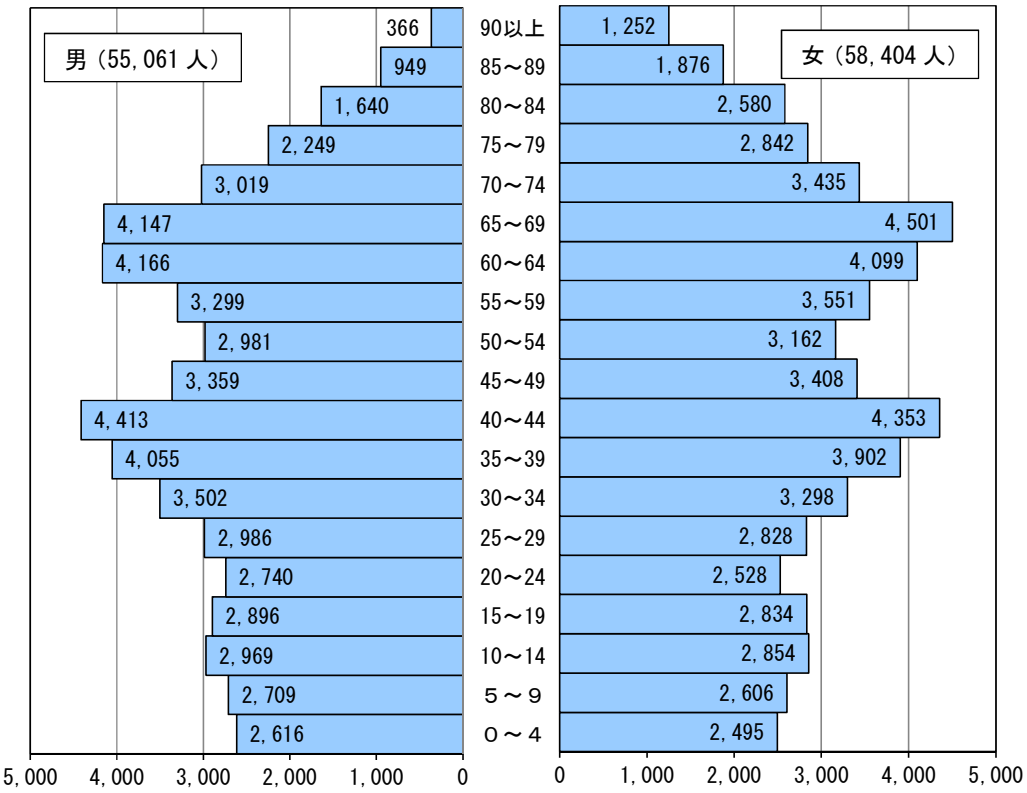


資料：住民基本台帳人口（平成 26 年 10 月 1 日）
注記：前述①②の人口とは一致しない。

### ④世帯数と一世帯当たりの人数の推移

世帯数は毎年増加していますが、一世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、世帯の少人数化が進んでいます。家族で支え合う力が弱くなってきているといえます。

【世帯数と一世帯当たりの人数の推移】

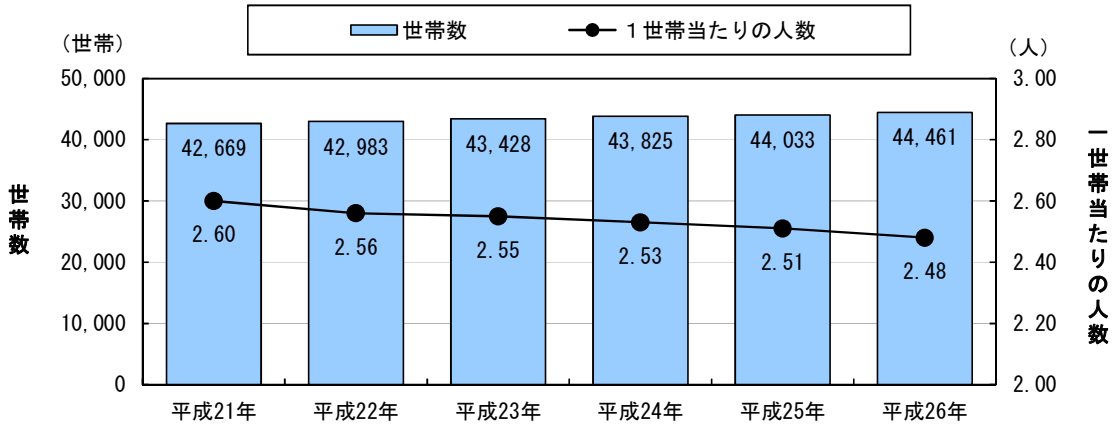


資料：香川県人口移動調査報告（各年 10 月 1 日）、但し、平成 22 年は国勢調査

### ⑤自然動態人口（出生・死亡）の推移

出生は平成 22 年以降減少傾向、死亡は平成 24 年までは増加し、これをピークに減少に転じています。

また、平成 23 年以降、死亡が出生を上回っており、少子化が進んでいます。

【自然動態人口の推移】

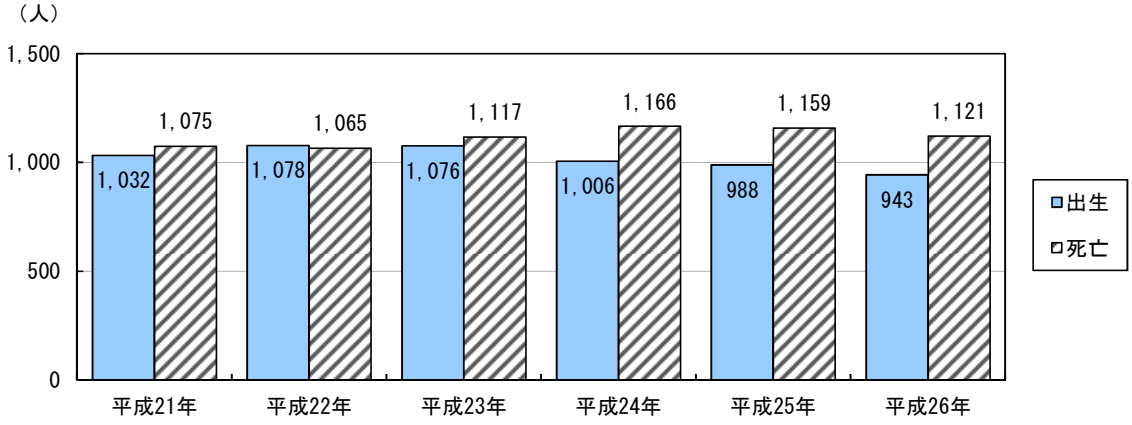


資料：人口動態調査